

墨田区のお知らせ2013.9.21

# すみだ

発行：墨田区(すみだ清掃事務所) ☎5608-6922 〒130-0002 墨田区業平五丁目6番2号

2つの矩形が寄り添うシンボルは、墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、区および区職員との協働・協治を表すものです。

## 小型家電リサイクル特集号

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

# 限りある資源を有効に活用するために 使用済小型家電製品のリサイクル回収を試行します

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」が今年4月に施行され、使用済小型家電製品に含まれる金属類の再資源化に向けた環境づくりが進められています。これを受け、区では、使用済小型家電製品を効果的・効率的にリサイクル回収する方法等を検証するため、11月1日から平成26年3月31日まで、区の施設に回収ボックスを設置します。貴重な資源を有効に活用する“リサイクル”を進めるとともに、ごみを減量するための取組にご協力ください。

### 効果的・効率的なリサイクルを検証

家電製品には、金や銅などのほか、プラチナやチタン等の“レアメタル”と呼ばれる金属類が多く含まれています。こうした金属類は、取り出すことで再利用できることから、貴重な資源となります。これらを有効活用するため、現在、テレビ・エアコン・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機(衣類乾燥機)といった家電製品や、パソコン等については、リサイクル回収を行っています。また、粗大ごみとして区が収集している製品も、処理の過程で金属類を選別し、有効に

活用しているところです。一方、不用となった携帯電話やデジタルカメラ、ゲーム機等といった小型家電製品は、再利用できる貴重な金属類が多く含まれているにもかかわらず、燃やさないごみとして処理されているのが現状です。そこで国では、再利用できる金属類を可能な限り回収し、リサイクルを進めるため、「小型家電リサイクル法」を、今年4月に施行しました。併せて、使用済小型家電製品を、自治体において、効果的・効率的にリサイクル回収できるかどうかを検証するための事業を、自治体を選定して行うこととしました。



一人ひとりの心掛けで循環型社会を実現しましょう

### 12の品目を12の区施設で回収

この検証事業に墨田区が選定されたことから、区では、11月1日から平成26年3月31日までを試行期間として設け、使用済小型家電製品のうち左下一覧の12品目について、右下表の区施設に専用の回収ボックスを設置し、リサイクル回収を行います。回収した使用済小型家電製品は、国が認定する処理業者に引き渡し、金属類を取り出して、資源とし

て国内で循環させていきます。資源物とごみの正しい分別の積み重ねは、最終処分場を長く使えるようにするとともに、限りある資源を有効に活用する循環型社会の実現につながります。区では、この検証事業を踏まえ、ごみとして処理していた使用済小型家電製品を、可能な限り資源として回収し、循環させるための取組を行ってまいりますので、ぜひ、ご協力ください。  
【問合せ】すみだ清掃事務所 ☎5608-6922

### ●回収するもの(12品目)

「回収ボックス」の投入口(縦15cm×横25cm)に入る大きさの使用済小型家電製品(付属品等含む)が対象です。個人情報等のデータは必ず消去してください。また、電池は取り出してください。

- ▶携帯電話
- ▶電話機
- ▶携帯音楽プレーヤー
- ▶携帯ゲーム機
- ▶デジタルカメラ
- ▶ポータブルビデオカメラ
- ▶ICレコーダー
- ▶コード類(ACアダプター等含む)
- ▶電子辞書
- ▶電卓
- ▶ドライヤー
- ▶電気カミソリ



### ●回収できないもの(例)

- 回収するもの以外の品目(粗大ごみ収集対象品・家電リサイクル回収品・パソコンなど)は、決められた処理方法で出してください。
- ▶ビデオデッキ(DVD・ブルーレイ含む)
  - ▶ステレオセット(ミニコンポ含む)
  - ▶パソコン
  - ▶冷蔵庫(冷凍庫)
  - ▶ファクシミリ
  - ▶電子レンジ
  - ▶プリンター
  - ▶洗濯機(衣類乾燥機)
  - ▶ワープロ
  - ▶テレビ
  - ▶エアコン

### ●回収ボックス設置施設

施設名	所在地	開館日・時間
区役所(1階アトリウム)	吾妻橋1-23-20	平日の午前8時～午後7時半 *年末年始を除く
緑出張所	緑3-7-3	平日の午前8時半～午後5時 *年末年始を除く
横川出張所	横川5-10-1-111	
文花出張所	文花1-32-1-102	
墨田二丁目出張所	墨田2-14-4	
東向島出張所	東向島2-38-7	
ひきふね図書館	京島1-36-5	▶月曜日～土曜日午前9時～午後9時 ▶日曜日・祝日午前9時～午後5時 *毎月第3木曜日、年末年始を除く
緑図書館	緑2-24-5	▶火曜日～土曜日午前9時～午後8時 ▶日・月曜日、祝日午前9時～午後5時 *年末年始を除く
立花図書館	立花6-8-1-101	
八広図書館	八広5-10-1-104	
すみだ清掃事務所	業平5-6-2	月曜日～土曜日午前7時40分～午後5時15分 *年末年始を除く
すみだ清掃事務所分室	東向島5-9-11	

①回収ボックスは施設内に設置しますので、開館日・時間に合わせてお持ちください。  
②図書館は、休館日のほかに館内整理日・特別整理期間も休館します。

# 「すみだまつり・こどもまつり」で実施します 使用済小型家電製品のイベント回収

10月12日(土)・13日(日)に錦糸公園(錦糸4-15-1)で開催する「すみだまつり・こどもまつり」の、すみだ清掃事務所コーナーにおいて、11月1日から試行する“使用済小型家電製品のリサイクル回収事業”に先立ち、ご家庭で不用となった小型家電製品を回収します。

回収の対象品目は、1面に掲載している「回収するもの(12品目)」です。対象品目以外のものは、回収できません。また、回収したものは返却できませんので、事前にご確認ください。

なお、携帯電話やデジタルカメラなど、個人情報のデータ等が蓄積されている製品については、事前にデータ等を必ず消去してください。また、製品に電池が入っているものも、電池を取り出してからお持ちください。

すみだまつり・こどもまつりにご来場の際は、ぜひ、不用となった小型家電製品をお持ちいただき、リサイクルにご協力ください。

**【とき】**10月12日(土)・13日(日)午前10時～午後4時 **【問合せ】**すみだ清掃事務所 ☎5608-6922

## ぜひ、ご体験ください 環境啓発車「わかるくん」のごみ積み込み体験

「すみだまつり・こどもまつり」の、すみだ清掃事務所コーナーでは、環境啓発車「わかるくん」を配置し、ご来場の方に、ごみ(サンプル品)の積み込みを体験していただけます。

ごみの処理を身近に感じるとともに、ごみの正しい分別や減量方法などを学んでみませんか。



環境啓発車「わかるくん」

## “ごみ捨て場”ではありません 資源・ごみ集積所での正しい排出にご協力を

「資源・ごみ集積所」は、資源物とごみを正しく分別して出すために、皆さんが共同で使用する“置き場所”です。しかし、集積所には、資源物やごみが収集日でない日に出されていたり、分別されていないものや、液状物など収集できないものが出されていたりすることがあります。また、最近では、ペットのふんを入れた袋や、弁当の容器と空き缶等が同じ袋に入れた状態で不法に投棄されているなど、ルール違反が見受けられます。

これらの行為は、集積所周辺の景観を損なうだけでなく、衛生面でも大きな問題があり、地域の皆さんの生活環境を悪化させてしまいます。このため、区では、集積所の環境改善に向けた取組として、注意喚起や巡回等を行っています。

集積所は“ごみ捨て場”ではありません。資源物やごみを出す際には、分別のルールや排出のマナーを守って“きれいなまちづくり”にご協力ください。

**【問合せ】**すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2228



資源物とごみの正しい分別排出をお願いします



収集職員が集積所の環境改善に取り組んでいます

## 10月1日の申込受付分から変わります 粗大ごみ処理手数料の一部変更

23区では、家庭から出される粗大ごみや、事業活動に伴い発生する資源物・ごみ等を処理する際にかかる費用を、「処理手数料」として排出者が負担するよう定めています。この処理手数料については、実際の処理にかかる費用との間に差が生じないように、受益者負担の適正化を図るために、一定の期間を設けて見直しを行っており、10月1日に改定することになりました。

この改定に伴い、粗大ごみの一部の品目について、10月1日の申込受付分から処理手数料が変わります。変更する主な品目は、下表のとおりです。詳細は、粗大ごみの申込みの際にお問い合わせください。

なお、有料粗大ごみ処理券の金額には、変更はありません。

**【問合せ】**すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2228

### ■粗大ごみ処理手数料を変更する主な品目

品目	料金	
	変更前	変更後
自転車(16インチ以上)、ミシン(卓上式)	600円	700円
机(両そで机以外)、シングルベッド(ベッドマットを除く)	900円	1000円
ダブルベッド(ベッドマットを除く)、ソファー(2人以上用のもの)	1600円	1800円
箱物家具(高さ・幅の合計が360cm以上のもの)、両そで机	2200円	2500円

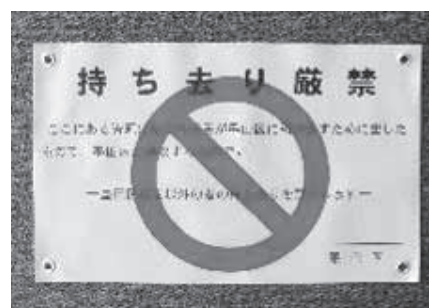
## ご協力をお願いします 資源物持ち去り防止対策

「資源・ごみ集積所」に皆さんが出した資源物を、区が回収する前に、区以外の者が持ち去ってしまう行為が後を絶ちません。区では、持ち去り禁止に関する条例を定め、早朝回収やパトロールなどの対策に努めていますが、何よりも有効なのは、区民の皆さんと区が協働して、持ち去りのされにくい環境を築くことです。

このため、資源物を回収日の前日に出すことはせず、回収日の当日の午前8時までに出したり、町会や子ども会等で行っている集団回収を利用したりするなど、持ち去り防止へのご協力をお願いします。

なお、区では、持ち去り防止用のシートやシール、新聞専用回収袋を配布していますので、ぜひ、ご活用ください。

**【問合せ】**すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2228



持ち去りのされない対策を(左:持ち去り防止シート・右:新聞専用回収袋)